練馬区学校情報セキュリティに関する要綱

平成 28 年 2 月 15 日
27 練教教教第 10789 号

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、学校が保有する情報資産の機密性、完全性および可用性を確保ならびに維持するための基本的な事項を定めるとともに、学校における情報セキュリティマネジメント（以下「セキュリティマネジメント」という。）、情報セキュリティマネジメントを推進するための体制（以下「セキュリティマネジメント体制」という。）および情報セキュリティマネジメントの運用（以下「セキュリティマネジメント運用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）において使用する用語の例によるほか、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　課　練馬区組織規則（昭和 48 年 12 月練馬区規則第 33 号）第２条に規定する課および所ならびに練馬区教育委員会事務局組織規則（平成４年３月練馬区教育委員会規則第１号）第２条に規定する課、学校教育支援センター、光が丘図書館および子ども家庭支援センターをいう。

⑵　課長　前号に規定する課の長をいう。

⑶　情報システム　電子計算組織単体またはネットワークにより構成された複数の電子計算組織を用いて情報を処理するための仕組みをいう。

⑷　ネットワーク　電子情報の伝達を目的として設置される通信回線網をいう。

⑸　電子情報　情報システム等で取り扱う、電子的に記録された情報をいう。

⑹　記録媒体　電磁的記録等を格納するための記憶装置をいう。

⑺　帳票　情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書および学校で取り扱う全ての文書をいう。

⑻　重要情報　個人情報保護法第 60 条第１項に規定する保有個人情報（個人情報保護法第 78 条第１項第２号ただし書に掲げる情報を除く。）およびその情報が脅威にさらされることにより、区政運営に重大な影響を及ぼす情報をいう。

⑼　情報資産　つぎに掲げるものをいう。

ア　ネットワーク、情報システム、帳票、これらに関する設備および記録媒体

イ　アを用いて取り扱う全ての情報

⑽　情報セキュリティ　情報資産の機密を保持し、ならびに正確性および完全性を維持し、ならびに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

⑾　機密性　情報資産の利用を認められた者だけが、情報資産の利用ができる状態を確保することをいう。

⑿　完全性　情報資産が破壊、改ざんまたは消去されていない状態を確保することをいう。

⒀　可用性　情報資産の利用を認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報資産の利用ができる状態を確保することをいう。

⒁　学校　練馬区立学校設置条例（昭和 32 年９月練馬区条例第８号）に規定する小学校および中学校ならびに練馬区立幼稚園条例（昭和 49 年 12 月練馬区条例第 48 号）に規定する幼稚園をいう。

⒂　校長および園長　学校の長をいう。

⒃　副校長　練馬区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年９月練馬区教育委員会規則第９号）第７条第１項に規定する者をいう。

⒄　副園長　練馬区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程（平成 28 年３月練馬区教育委員会訓令第 12 号）第２条に規定する副園長をいう。

⒅　教職員　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）および練馬区立学校の管理運営に関する規則に規定する学校に所属する教職員をいう。

⒆　委託事業者等　委託事業者または第 10 条第１項に規定する最高学校情報セキュリティ責任者（以下「最高学校情報セキュリティ責任者」という。）が認める者のうち、学校の情報資産を取り扱う者をいう。

⒇　事務取扱担当者　教職員および委託事業者等の従事者のうち、次号に規定する特定個人情報を取り扱う事務を担当する者をいう。

(21)　特定個人情報　保有個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第２条第９項に規定する特定個人情報および同条第５項に規定する個人番号をいう。

(22)　教育委員会事務局職員　教育振興部およびこども家庭部に所属する職員のうち、学校の情報資産を取り扱う者をいう。

(23)　脅威　部外者の侵入、不正アクセス、ウィルス攻撃および情報資産の持出し等による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等をいう。

(24)　情報セキュリティ事故等　つぎに掲げる場合をいう。

ア　脅威が発生した場合またはそのおそれがある場合

イ　教職員または委託事業者等が第７条に規定する法令もしくは練馬区学校情報セキュリティポリシー（練馬区学校情報セキュリティに関する基本方針、練馬区学校情報セキュリティに関する要綱(平成 28 年２月 15 日 27 練教教教第 10789 号)および練馬区学校情報セキュリティ対策基準(平成 28 年２月 15 日 27 練教教教第 10789 号)の総称をいう。以下「セキュリティポリシー」という。）等に違反している事実またはこれらの兆候が認められる場合

(25)　緊急時対応計画　情報セキュリティ事故等が発生した場合の個別具体的な対応方法を示した事故等発生時対応手順として第 13 条第１項に規定する統括学校情報システム管理者が作成するものをいう。

⑵⑹　情報セキュリティに関する特記事項　練馬区情報セキュリティに関する要綱（平成 20 年３月 31 日 19 練企情第 1686 号）第３条第 15 号に規定する個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項をいう。

⑵⑺　実施手順　各学校で所管する情報資産に係るセキュリティマネジメントの実施の手順を示したもので、必要に応じて、第 16 条第１項に規定する学校情報セキュリティ管理責任者（以下「学校情報セキュリティ管理責任者」という。）が作成するもののほか、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が示す運用に関する実施手順をいう。

⑵⑻　一般研修　教職員および委託事業者等に対して、第 20 条に定めるところにより、セキュリティマネジメントの実施に当たり求められる基本的な事項について、研修することをいう。

⑵⑼　職場研修　教職員および委託事業者等に対して、第 20 条に定めるところにより、各学校における情報資産の取扱いに当たり求められる事項について、研修することをいう。

（情報セキュリティマネジメント）

第３条　この要綱の定めるところにより、セキュリティマネジメント（情報資産の機密性、完全性、可用性を確保し、もって安全な学校教育に資するため、第８条に規定する情報セキュリティ対策（以下「セキュリティ対策」という。）を実施するための権限および責任を有する者を役割に応じ設置し、情報資産の重要度に応じたセキュリティ対策を実施し、維持し、および向上させることをいう。以下同じ。）を実施する。

２　前項に規定するセキュリティマネジメントの実施に当たっては、セキュリティマネジメント体制を確立し、計画、実施、評価および見直しの各段階における活動を規定し、これらの活動について定期的に見直しを行い、繰り返し実施しなければならない。

３　最高学校情報セキュリティ責任者は、セキュリティマネジメントを実施するに当たり、第 10 条第５項に定めるところにより、マネジメントレビュー（計画に基づきセキュリティ対策が実施されているかおよび計画で定められた成果が得られているかをセキュリティ対策の有効性の観点から確認することをいう。以下同じ。）を実施する。

４　情報資産を適切に取り扱うため、第３章に定めるところにより、セキュリティマネジメント運用（情報セキュリティに関する研修および啓発、自己点検、監査、リスクマネジメント、情報セキュリティ事故等の管理、委託事業者等の管理等をいう。以下同じ。）を実施する。

（適用範囲）

第４条　セキュリティポリシーの適用範囲はつぎに掲げるものとする。

⑴　情報資産のうち、漏えい、破壊、改ざん、消去等またはそのおそれから保護するために管理を要するもの

⑵　学校

⑶　教職員および委託事業者等

⑷　教育委員会事務局職員

（教職員の遵守義務）

第５条　教職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たってセキュリティポリシー、実施手順および緊急時対応計画（以下「セキュリティポリシー等」という。）を遵守しなければならない。

2　教職員のうち事務取扱担当者は、学校情報セキュリティ管理責任者の指示事項、セキュリティポリシー等その他の関係規程等に基づき、特定個人情報を厳正に取り扱うこと。

3　教職員は、一般研修を受講するとともに、必要があると認められた場合は、職場研修を受講しなければならない。

4　教職員は、第21条に規定する情報セキュリティに関する自己点検（以下「自己点検」という。）を実施し、その結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。

5　教職員は、第22条第1項に規定する情報セキュリティに関する監査（以下「監査」という。）および第23条に規定する情報セキュリティに関するリスクマネジメント（以下「リスクマネジメント」という。）の実施に協力しなければならない。

6　教職員は、情報セキュリティ事故等（以下「セキュリティ事故等」という。）を把握した場合は、別に定める要領および緊急時対応計画に従い、対応しなければならない。

7　教職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8　教職員は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を、全て返却しなければならない。

9　教職員は、第25条に規定する委託事業者等の管理を実施しなければならない。

（教育委員会事務局職員の遵守事項）

第５条の２　教育委員会事務局職員が学校の情報資産を扱う場合は、当該職員が所属する課の課長の指導の下、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　セキュリティポリシー等を遵守すること。

⑵　業務以外の目的で情報資産を使用しないこと。

⑶　執務場所以外の場所で情報システムを扱う機器（以下「情報システム機器」という。）を使用して情報処理作業を行わないこと。

⑷　情報システム機器以外のパソコンおよび記録媒体等から、第８条の規定に基づき別に定める基準（以下「対策基準」という。）に規定する情報資産Ｃ以上の情報資産にアクセスしないこと。

⑸　業務上知り得た情報を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とすること。

⑹　セキュリティ事故等を把握した場合は、別に定める要領および緊急時対応計画に即して対応すること。

⑺　異動、退職等により職務を離れる場合は、利用していた情報資産の全てを返却すること。

（業務の委託）

第６条　教育委員会が委託する場合は、セキュリティポリシー等のうち、委託事業者等が守るべき内容ならびに当該委託において取り扱う情報資産の種類および取扱い制限の内容について説明することとし、別に定めるところにより、委託事業者等において、教育委員会と同等以上の情報資産の安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認した上で、委託先を適切に選定しなければならない。

2　教育委員会が委託する場合においては、委託事業者等に対し、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たりセキュリティポリシーおよび実施手順ならびに情報セキュリティに関する特記事項を遵守することを契約・協定等で規定しなければならない。

3　教育委員会が委託する場合において、委託先が再委託を行う場合には、別に定めるところにより、再委託先において教育委員会と同等以上の安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認しなければ、再委託を承認してはならない。再委託以降の委託行為についても同様とする。

4　前項により再委託または再委託以降の委託行為（以下「再委託等」という。）が行われる場合は、委託事業者等が再委託先および再委託以降の委託先（以下「再委託先等」という。）に対して、必要かつ適切な監督を行っているか監督しなければならない。

（法令遵守）

第７条　教職員は、職務において情報資産を取り扱うに当たり、つぎに掲げる法令等のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

⑴　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

⑵　著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

⑶　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

⑷　個人情報保護法

⑸　番号法

⑹　サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

⑺　練馬区の実施機関等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（令和５年３月 27 日４練総情第 1261 号）

2　教職員がセキュリティポリシーおよびその他の関係規程に違反した場合は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法その他の関係法令に基づき、懲戒処分等の対象とする。

3　委託事業者等は、受託した業務において情報資産を取り扱うに当たり、つぎに掲げる法令等のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

⑴　著作権法

⑵　不正アクセス行為の禁止等に関する法律

⑶　個人情報保護法

⑷　番号法

⑸　サイバーセキュリティ基本法

4　委託事業者等がセキュリティポリシーに違反した場合は、違反と過失の重大性に応じて、関係法令、契約等に基づき厳正な対応を求めるものとする。

（情報セキュリティ対策）

第８条　脅威から情報資産を保護するため、別に定めるところにより、つぎに掲げるセキュリティ対策を実施する。

⑴　物理的セキュリティ対策　情報システム機器の管理、管理区域の制限、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）の明確化等による物理的な対策

⑵　人的セキュリティ対策　教職員の遵守事項、利用者管理、委託管理等による人的な対策

⑶　技術的セキュリティ対策　コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策等による技術的な対策

⑷　情報システムの運用対策　情報システムの開発段階から運用段階で求められる運用対策

⑸　児童生徒用端末におけるセキュリティ対策　児童生徒用端末における管理・利用における対策

⑹　外部委託およびクラウドサービスにおけるセキュリティ対策　外部委託およびクラウドサービスの選定・利用における対策

2　前項に規定するセキュリティ対策を実施するに当たり、別に定めるところにより、情報資産について、機密性、完全性および可用性の観点から要求される情報セキュリティの水準を定め、その重要度に応じて分類しなければならない。

（情報セキュリティに関する情報の収集等）

第９条　セキュリティ事故等を未然に防止し、セキュリティ対策の効果的かつ効率的な運用を実施するため、脅威等に関する情報を収集および共有しなければならない。

第２章　セキュリティマネジメントの推進体制

（最高学校情報セキュリティ責任者）

第 10 条　セキュリティマネジメントを総合的に実施するため、最高学校情報セキュリティ責任者を置く。

2　最高学校情報セキュリティ責任者は、学校の情報セキュリティに関する最終的な権限および責任を有する。

3　最高学校情報セキュリティ責任者は、練馬区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）とする。

4　最高学校情報セキュリティ責任者は、学校のセキュリティマネジメントの実施に当たり、組織の総合調整を行う。

5　最高学校情報セキュリティ責任者は、つぎに掲げる事項についてマネジメントレビューを実施し、承認する。

⑴　セキュリティマネジメントに関する年度ごとの運営計画

⑵　一般研修に係る結果および効果の測定の報告

⑶　自己点検の結果および効果の測定の報告

⑷　監査の結果の報告

⑸　監査の結果により確認されたリスクに関するリスクマネジメントの実施状況

⑹　リスクマネジメントの結果

⑺　セキュリティ事故等に関する報告

⑻　委託事業者等の管理に関する報告

⑼　セキュリティマネジメントの実施状況

6　最高学校情報セキュリティ責任者は、前項の規定によるマネジメントレビューの実施に当たり、指導および助言をする。

7　最高学校情報セキュリティ責任者は、別に定める要領に従い、セキュリティ事故等に対応するとともに、緊急時対応計画を管理する。

8　最高学校情報セキュリティ責任者は、本要綱に定める自らの担務を、本要綱に定める各責任者に担わせることができる。

（学校情報セキュリティ監査責任者）

第 11 条　学校の監査の実施に関する権限および責任を有する者として、学校情報セキュリティ監査責任者を置く。

2　学校情報セキュリティ監査責任者は、教育総務課長とする。

3　学校情報セキュリティ監査責任者は、監査について、つぎに掲げる事項を実施する。

⑴　監査に関する計画を策定すること。

⑵　監査の結果を承認すること。

⑶　監査の結果について最高学校情報セキュリティ責任者に報告すること。

（統括学校情報セキュリティ管理責任者）

第 12 条　最高学校情報セキュリティ責任者を補佐する者として、統括学校情報セキュリティ管理責任者を置く。

2　統括学校情報セキュリティ管理責任者は、教育振興部長とする。

3　統括学校情報セキュリティ管理責任者は、一般研修を実施する。

4　統括学校情報セキュリティ管理責任者は、つぎに掲げる事項を最高学校情報セキュリティ責任者に報告する。

⑴　一般研修の結果

⑵　自己点検の結果

⑶　リスクマネジメントの結果

⑷　委託事業者等の管理状況

5　統括学校情報セキュリティ管理責任者は、別に定める要領の規定に従い、セキュリティ事故等に対応する。

6　統括学校情報セキュリティ管理責任者は、学校情報セキュリティ監査責任者に協力し、監査に関する職務を実施する。

7　統括学校情報セキュリティ管理責任者は、セキュリティ事故等において最高情報セキュリティ責任者までの円滑な情報共有が図れるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

8　統括学校情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティ関連規程の運用に関して問題が生じた場合は、必要に応じて、最高学校情報セキュリティ責任者に報告する。

（統括学校情報システム管理者）

第 13 条　情報システムに関する専門的な観点から統括学校情報セキュリティ管理責任者を補佐する者として統括学校情報システム管理者を置く。

2　統括学校情報システム管理者は、教育施策課長とする。

3　統括学校情報システム管理者は、別表第１に定めるシステムの情報セキュリティに関し、つぎに掲げる事項を実施する。

⑴　職場研修に関すること。

⑵　監査の結果により確認されたリスクに関するリスクマネジメントの実施状況を把握すること。

⑶　リスクマネジメントの結果について承認するとともに、定期的に統括学校情報セキュリティ管理責任者に報告すること。

⑷　別に定める要領の規定に従い、セキュリティ事故等に対応すること。

⑸　セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認すること。

⑹　緊急時対応計画の策定および見直しに係る実務を担うこと。
⑺　実施手順の維持および管理を行うこと。
4　統括学校情報システム管理者は、セキュリティマネジメント運用に関し、指導および改善要求ならびに是正勧告された事項について、改善および是正するために必要な措置をとらなければならない。
（統括学校情報セキュリティ指導管理者）
第 14 条　学校への情報セキュリティに関する指導に関して統括学校情報セキュリティ管理責任者を補佐するものとして、統括学校情報セキュリティ指導管理者を置く。
2　統括学校情報セキュリティ指導管理者は、教育指導課長とする。
3　統括学校情報セキュリティ指導管理者は、学校および教職員のセキュリティ対策について指導を行う。
4　統括学校情報セキュリティ指導管理者は、学校および教職員に対し、一般研修および自己点検の実施を指示する。
5　統括学校情報セキュリティ指導管理者は、別に定める要領および緊急時対応計画に従い、各学校で発生したセキュリティ事故等に対応する。
（統括学校情報セキュリティマネジメント管理者）
第 15 条　学校の情報セキュリティマネジメントに関する専門的な観点で統括学校情報セキュリティ管理責任者を補佐する者として、統括学校情報セキュリティマネジメント管理者を置く。
2　統括学校情報セキュリティマネジメント管理者は、教育施策課長とする。
3　統括学校情報セキュリティマネジメント管理者は、セキュリティマネジメント運用およびセキュリティ対策について助言する。
4　統括学校情報セキュリティマネジメント管理者は、一般研修の結果および効果の測定の報告を取りまとめ、統括学校情報セキュリティ指導管理者と情報共有するとともに、統括学校情報セキュリティ管理責任者に報告する。
5　統括学校情報セキュリティマネジメント管理者は、自己点検の結果を取りまとめ、統括学校情報セキュリティ指導管理者と情報を共有するとともに、統括学校情報セキュリティ管理責任者に報告する。
6　統括学校情報セキュリティマネジメント管理者は、統括学校情報セキュリティ指導管理者からの依頼を受け、学校で発生したセキュリティ事故等に関する支援を行う。
7　統括学校情報セキュリティマネジメント管理者は、セキュリティ事故等に関する情報を収集し、必要に応じて関係する組織に周知しなければならない。
8　統括学校情報セキュリティマネジメント管理者は、委託事業者等の管理に関する状況を取りまとめ、統括学校情報セキュリティ指導管理者と情報を共有するとともに、統括学校情報セキュリティ管理責任者に報告する。
9　統括学校情報セキュリティマネジメント管理者は、監査に関する事務を担う。
（学校情報セキュリティ管理責任者）
第 16 条　各学校におけるセキュリティマネジメントを実施するため、学校情報セキュリティ管理責任者を置く。
2　学校情報セキュリティ管理責任者は、校長および園長とする。

3　学校情報セキュリティ管理責任者は、学校のセキュリティ対策についての権限および責任を有する。

4　学校情報セキュリティ管理責任者は、学校情報セキュリティ管理者が適切に情報資産を管理するとともに、情報資産を取り扱うに当たり、適切なセキュリティ対策を実施するよう指揮監督しなければならない。

5　学校情報セキュリティ管理責任者は、学校におけるセキュリティマネジメントについて、つぎに掲げる事項について指揮監督しなければならない。

⑴　所属する教職員のセキュリティ対策に関すること。

⑵　教職員のセキュリティポリシーの遵守状況について定期的に把握すること。

⑶　事務取扱担当者の特定個人情報の取扱い状況について定期的に把握すること。

6　学校情報セキュリティ管理責任者は、セキュリティマネジメント運用を適切に実施するに当たり、つぎに掲げる事項を実施するよう指揮監督しなければならない。

⑴　一般研修および職場研修の受講状況等を把握し、必要に応じて所管する情報資産の取扱いに関する職場研修を実施すること。

⑵　教職員に対して、一般研修および職場研修を受講する機会を確保すること。

⑶　自己点検の実施状況等を把握すること。

⑷　監査の対象となった場合は、監査の実施に協力すること。

⑸　監査の結果により確認されたリスクに関するリスクマネジメントの実施状況を把握すること。

⑹　リスクマネジメントの結果について承認するとともに、定期的に統括学校情報セキュリティ管理責任者に報告すること。

⑺　別に定める要領および緊急時対応計画に従い、セキュリティ事故等に対応すること。

7　学校情報セキュリティ管理責任者は、セキュリティマネジメント運用に関する指導および改善要求ならびに是正勧告等がされた事項について、改善および是正するために必要な措置をとらなければならない。

8　学校情報セキュリティ管理責任者は、異動・退職時には、当該学校のセキュリティマネジメント状況を引き継がなければならない。

9　学校情報セキュリティ管理責任者は、特定個人情報を取り扱う場合には、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

⑴　事務取扱担当者を明確にすること。

⑵　取り扱う特定個人情報の範囲を明確にしたうえで、適正に事務が執行されるよう、前号に規定する事務取扱担当者を指揮監督し、セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に把握すること。

⑶　当該特定個人情報を主管する、練馬区情報セキュリティに関する要綱（平成 20 年３月 31 日 19 練企情第 1686 号）第 18 条に規定された情報セキュリティ責任者の指示に従い、事務取扱担当者に当該特定個人情報を適切に取り扱わせること。

⑷　取扱区域を明確にするとともに、適切に管理すること。

（学校情報セキュリティ管理者）

第 17 条　学校情報セキュリティ管理責任者の指示に従い、セキュリティマネジメントの実施に関する実務を担う者として、学校情報セキュリティ管理者を置く。

2　学校情報セキュリティ管理者は、副校長および副園長とする。

3　学校情報セキュリティ管理者は、学校における情報資産に関する管理責任を有するほか、情報資産の取扱いに当たり、適切なセキュリティ対策を実施しなければならない。

4　学校情報セキュリティ管理者は、学校におけるセキュリティマネジメントについて、つぎに掲げる事項を確認しなければならない。

⑴　所属する教職員のセキュリティ対策に関すること。

⑵　教職員および委託事業者等のセキュリティポリシーの遵守状況に関すること。

⑶　事務取扱担当者の特定個人情報の取扱い状況について定期的に把握すること。

5　学校情報セキュリティ管理者は、セキュリティマネジメント運用を適切に実施するに当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

⑴　一般研修および職場研修の受講状況等を把握すること。

⑵　自己点検の実施状況を把握すること。

⑶　監査の対象となった場合は、監査の実施に協力すること。

⑷　監査の結果により、確認されたリスクに関するリスクマネジメントに関すること。

⑸　リスクマネジメントの実施状況について定期的に学校情報セキュリティ管理責任者に報告すること。

⑹　別に定める要領の規定および緊急時対応計画の記載に従い、セキュリティ事故等に対応すること。

6　学校情報セキュリティ管理者は、セキュリティマネジメント運用に関する指導、改善要求、是正勧告等がされた事項について、改善および是正をするために必要な措置をとらなければならない。

7　学校情報セキュリティ管理者は、教職員が常にセキュリティポリシー等を閲覧・確認できるように配慮しなければならない。

8　学校情報セキュリティ管理者は、異動・退職時には、当該学校のセキュリティマネジメント状況を引き継がなければならない。

（学校情報システム管理者）

第 17 条の２　学校で利用する情報システムの運用を管理するため、当該システムを所管する課に学校情報システム管理者を置く。

2　学校情報システム管理者は、情報システムの運用を所管する課の課長とする。

3　学校情報システム管理者は、課で所管する情報システムに関する開発および運用等を行うに当たり、セキュリティ対策を実施する権限および責任を有する。

第 18 条　学校のセキュリティ対策について審議する機関として、学校情報セキュリティ推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2　推進本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

3　本部長は教育長とし、副本部長は教育振興部長とする。

4　本部員は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

5　本部長は、必要があると認めるときは、推進本部に前項に掲げる本部員以外の者の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。
6　推進本部は、つぎに掲げる事項について調査し、および審議する。
⑴　この要綱および対策基準の見直しならびに当該見直しについての承認
⑵　セキュリティマネジメントの実施に当たり必要となる事項の見直しおよび当該見直しについての承認
⑶　学校情報セキュリティ委員会からの発議に関すること。
⑷　情報システム区分の分類に関する審議
⑸　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項
7　推進本部の庶務は、教育施策課が処理する。
8　推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
（学校情報セキュリティ委員会）
第19条　学校のセキュリティ対策に関する施策を立案し、推進するため、学校情報セキュリティ委員会（以下「セキュリティ委員会」という。）を置く。
2　セキュリティ委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。
3　委員長は教育施策課長とし、副委員長は教育総務課教育ICT環境整備係長とする。
4　委員は別表第３に掲げる職にある者とする。
5　委員長は必要があると認められるときは、セキュリティ委員会に前項に掲げる委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。
6　委員長は、セキュリティ委員会において調査および審議した結果について、速やかに統括学校情報セキュリティ管理責任者に報告するとともに、必要に応じ判断および指示を仰ぐものとする。
7　セキュリティ委員会は、つぎに掲げる事項を実施する。
⑴　この要綱および対策基準の見直しに関すること。
⑵　セキュリティマネジメントの実施に当たり必要となる事項の見直しに関すること。
⑶　セキュリティマネジメント運営計画および教職員に対する情報セキュリティに関する研修計画の原案の作成に関すること。
⑷　推進本部への発議に関する事前検討
⑸　セキュリティ事故等に関する検討
⑹　情報システム区分の分類に関する検討
⑺　その他情報セキュリティに関すること。
8　前項第３号に規定する研修計画には、つぎに掲げる研修を含めるものとする。
⑴　教職員を対象とした研修
⑵　学校情報セキュリティ責任者および学校情報セキュリティ管理者その他の教職員に対するそれぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じた研修
9　委員会の庶務は、教育施策課が処理する。

第３章 セキュリティマネジメントの運用

（情報セキュリティに関する研修および啓発）

第 20 条　セキュリティマネジメントを実施するための権限および責任を認識させるとともに、情報セキュリティに関する意識および理解度を高めるため、定期的にまたは必要に応じて、教職員および委託事業者等に対して、情報セキュリティに関する研修および啓発を実施する。

（情報セキュリティに関する自己点検）

第 21 条　前条に規定する研修および啓発の効果を測定するとともに、自己のセキュリティ対策の状況把握および自己改善を推進することにより、セキュリティ対策の実効性を確保するため、定期的または必要に応じて、情報セキュリティに関する自己点検を実施する。

（情報セキュリティに関する監査）

第 22 条　セキュリティ対策の実施状況を評価し、是正を命ずることにより、セキュリティ対策の実効性を確保するため、各学校におけるセキュリティ対策の実施状況について、定期的および必要に応じて、監査を実施する。

２　前項に規定するもののほか、監査の実施について必要な事項は、別に定める。

（情報セキュリティに関するリスクマネジメント）

第 23 条　監査の結果により、確認されたリスクについて、リスクに応じた適切なセキュリティ対策を実施するため、情報セキュリティに関するリスクマネジメントを実施する。

（情報セキュリティ事故等の管理）

第 24 条　セキュリティ事故等の発生時に迅速に対応し、被害の発生および拡大を防止するとともに、セキュリティ事故等の履歴等を記録および保存し、学校において共有することにより、その再発を未然に防止するため、セキュリティ事故等の管理を実施する。

２　セキュリティ事故等の管理に係る具体的事項は、別に要領および緊急時対応計画に定める。

３　セキュリティ事故等が発生した場合は、事故等への対応、事故等の内容、責任の範囲等をしん酌し、必要に応じて情報資産の利用を制限することができる。

（委託事業者等の管理）

第 25 条　学校の情報資産を取り扱う委託事業者等のセキュリティポリシーおよび実施手順ならびに情報セキュリティに関する特記事項の遵守状況を確認するため、委託事業者等の管理を実施する。

第４章　補則

（セキュリティマネジメント等の見直し）

第 26 条　セキュリティマネジメントおよびセキュリティマネジメント運営計画は、学校の情報セキュリティを取り巻く状況の変化およびつぎに掲げる事項を反映し、効果的かつ効率的に実施できるよう見直しを行わなければならない。

⑴　セキュリティマネジメント運用の運用状況

⑵　セキュリティポリシーの遵守状況

⑶　新たな脅威の出現

２　前項の規定による見直しの場合において、必要に応じ、セキュリティポリシーおよび関係規程の見直しを行うものとする。

（委任）

第 27 条　この要綱に定めるもののほか、学校情報セキュリティに関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

付　則（平成 29 年７月７日 29 練教教学第 707 号）

この要綱は、平成 29 年８月１日から施行する。

付　則（平成 30 年３月 30 日 29 練教教学第 2572 号）

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

付　則（平成 31 年３月 28 日 30 練教教学第 3287 号）

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

付　則（令和３年３月 30 日 2 練教教学第 2938 号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和４年３月 31 日 3 練教教教第 10471 号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則（令和５年３月 31 日 4 練教教教第 10437 号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和６年３月 29 日 5 練教教教第 10443 号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（令和７年８月 19 日 7 練教教教第 10156 号）

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

付　則（令和８年３月 31 日 7 練教教教第 10419 号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第 13 条関係）

教育ネットワークシステム
校務支援システム
練馬区緊急一斉メール連絡網システム
教育相談システム
学校図書館蔵書管理システム
学校徴収金管理システム
学校給食栄養管理システム

別表第２（第 18 条関係）

教育総務課長
教育施策課長
学校施設課長
教育指導課長
情報政策課長
情報公開課長
小学校校長の代表
中学校校長の代表
幼稚園園長の代表

別表第３（第 19 条関係）

教育総務課庶務係長
学校施設課管理係長
教育指導課管理係長
情報政策課情報化企画・セキュリティ係長
情報公開課個人情報保護担当係長
小学校副校長の代表
中学校副校長の代表
幼稚園副園長の代表